

系統連系受電サービス料金（発電側課金）についてのよくあるご質問と回答

(1) 発電側課金の制度概要について教えてほしい。

○ 小売事業者さまが全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家さまとともに系統利用者である発電者さまにも負担を求めることで、より公平な費用負担を図るものです。

○ 制度概要や課金の詳細設計については、第 82 回制度設計専門会合で公表された「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」に記載されております。

(概要版)

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/20230420002.pdf

(2) 発電側課金制度はいつから開始されるか。

○ 2024 年 4 月より開始される制度です。

(3) 発電側課金（系統連系受電サービス料金）を拒否することはできないのか。

既設発電設備がこれまで課金されてこなかったことに対し、今回の制度開始にあたって経過措置はないのか。

○ 系統連系受電サービス料金は弊社の託送供給等約款に規定され、約款規定後は原則として 1 発電場所について 1 系統連系受電サービスを適用することとなるため、系統連系受電サービス料金を拒否することはできません。

○ なお、既認定 FIT・FIP である受電地点や、設備容量または同時最大受電電力が 10kW 未満である受電地点については、系統連系受電サービス自体は適用されるものの、発電者さまに係る料金（基本料金・電力量料金・系統設備効率化割引 [A/B 割引]）や契約超過金はいずれも対象外となる旨が特別措置として設けられます。

(4) なぜ発電者が料金を払う必要があるのか。

○ 発電側課金は、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うため、現在、小売事業者さまが全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家さまとともに系統利用者である発電者さまに一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものと国の審議会（制度設計専門会合）にて整理されたためです。

(5) なぜ 10kW 未満については当面の間は請求対象外なのか教えてほしい。

- 同時最大受電電力が 10kW 未満と小規模な電源（例：住宅用太陽光発電）であり、実際の逆潮が 10kW 未満の場合は、他の電源に比べて送配電設備の維持・運用に係る追加費用を大きく増やすことは一般的には考えられず、当分の間、請求対象外となっております。

(6) 発電側課金額の適用単価（基本料金・電力量料金・A/B 割引）について教えてほしい。

- 弊社の託送供給等約款にてご確認ください。

（弊社託送供給等約款）

https://www.yonden.co.jp/nw/consignment_service/law/index.html

(7) 発電側課金の料金シミュレーションは可能か。サイト等があれば教えてほしい。

- 需要側の接続送電サービス契約電力等の計算諸元について変動する場合は有るため、シミュレーションするものは用意しておりません。
- なお、一般的な事例に係る計算方法例については、以下をご参照ください。

■計算式（一般的な事例）

<基本料金>

基本料金 = (課金対象電力* × 基本料金単価) - (課金対象電力* × A/B 割引単価)

*課金対象電力 = 同時最大受電電力(逆潮 kW) - 接続送電サービス契約電力(kW)

<電力量料金>

電力量料金 = 発電電力量(逆潮 kWh) × 電力量料金単価

■計算諸元（例）

- ・基本料金単価 : 92.73 円/kW
- ・同時最大受電電力(逆潮 kW) : 100kW
- ・接続送電サービス契約電力(kW) : 50kW
- ・課金対象電力 : 50kW (100kW-50kW)
- ・割引単価 A-1 : 46.92 円/kW
- ・割引単価 B-2 : 10.40 円/kW
- ・電力量料金単価 : 0.25 円/kWh
- ・発電電力量(逆潮 kWh) : 18,000kWh

■ 発電側課金額（例）

<基本料金>

$$50\text{kW} \times 92.73 \text{ 円} = 4,636.50 \quad \text{①}$$

<A/B 割引額>

$$50\text{kW} \times (46.92 \text{ 円} + 10.40 \text{ 円}) = 2,866.00 \quad \text{②}$$

<電力量料金>

$$18,000\text{kWh} \times 0.25 \text{ 円} = 4,500.00 \quad \text{③}$$

<発電側課金額>

$$(\text{①} - \text{②}) + \text{③} = 6,270 \text{ 円}$$

(8) FIT 混焼バイオマス等、1 発電設備において課金／非課金が混在する場合どのように課金されるのか。

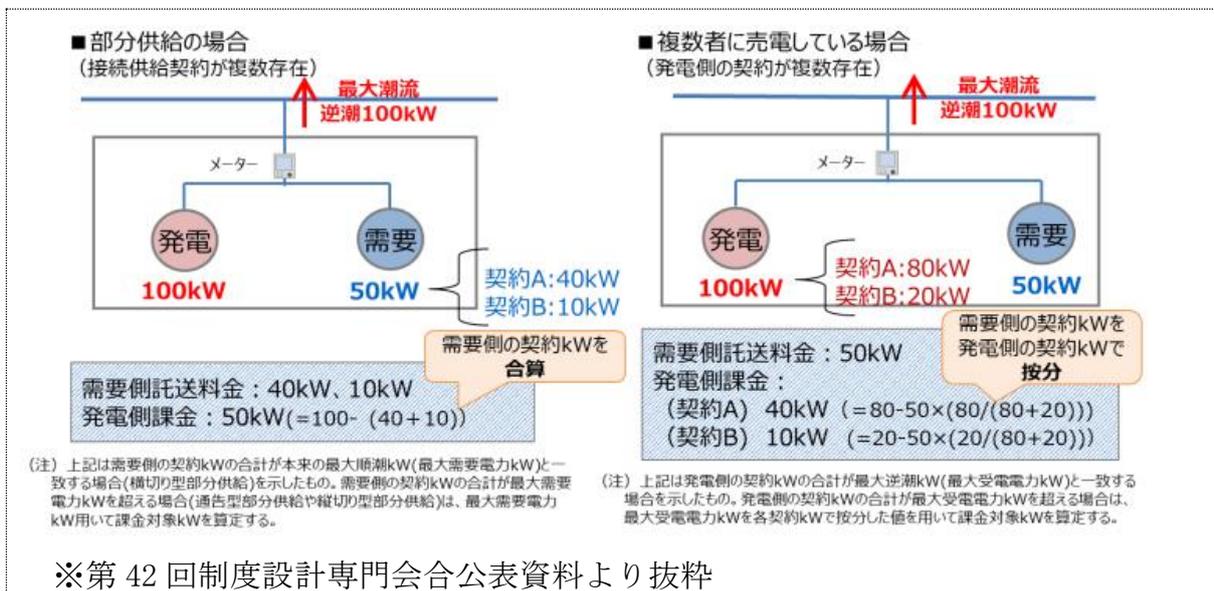
- 調達期間内の既認定 FIT が含まれるバイオマス混焼に関しては、国の審議会での整理に基づき、バイオマス比率等に基づき課金対象電力や発電量を按分したうえで、非 FIT 部分に対してのみ課金するものとなります。

(9) 調達期間等内の既認定 FIT/FIP 電源と他の電源が混在している場合どのように課金されるのか。

- 系統側への逆潮が 10kW 以上の電源で、一部が調達期間等内の既認定 FIT/FIP の電源への発電側課金（基本料金）の扱いについては、国の審議会での整理に基づき、課金対象部分（調達期間等内の既認定 FIT/FIP 部分以外）を算出し、課金するものとなります（最大受電電力を、非課金部分の発電設備容量の割合と、課金部分の発電設備容量の割合で按分し、課金部分の発電設備容量分に対して課金する）。

(10) 1 需要場所（発電場所）に複数の契約がある（複数者で供給を行っている／複数者で買い取っている）場合はどのように課金されるのか。

- 国の審議会での整理に基づき、需要側の契約が複数存在する場合は需要側の契約 kW を合算した上で、発電側の契約が複数存在する場合は需要側の契約 kW を発電側の契約 kW で按分した上で、発電側課金の課金対象 kW を算定するものとなります。



(11) 発電側課金の適用単価や割引区分（基本料金、電力量料金、A/B 割引区分・単価）は変わるのか。

- 発電側課金の適用単価や割引区分については、レベニューキャップ制度の規制期間（5年間）に合わせて見直されます。
- 見直しの結果、単価や割引区分が変わる場合と変わらない場合があります。なお、初回見直しは2028年となります。

(12) 発電側課金と受給料金を相殺することは実質受給料金の減額となるが、当該減額に対して補填はあるか。

- FIT 送配電買取分/発電量調整供給契約（発調契約）分ともに一般送配電事業者（一送）からの補填はありません。発調契約分については、発電契約者さまへお問い合わせください。
- なお、2024年3月31日までにFIT/FIP認定を取得している電源は調達期間等終了まで課金対象外となりますので、国が定めている受給料金への影響はございません。

(13) 課金料金（手数料等は除く）が発電契約者から請求される場合と、一送から請求される場合で金額は異なるか。

- どちらの場合でも金額は同額となります。

(14) 月中で同時最大受電電力を変更した場合、基本料金は日割り計算されるか。

- 日割り計算いたします。

(15) 集合住宅の共用部分に太陽光を設置しているが、課金料金を住民の方と折半しても問題ないか。

- 一送からの請求は、系統連系受電契約のご契約者である発電者さまへご請求いたしますので、一括でのお支払いをお願いいたします。
- なお、ご請求した額をご入居者さま等と分割してご負担いただくことについては、発電者さまご自身でのご対応をお願いいたします（一送からの請求単位の分割および折半に伴う内訳表示は致しかねます）。

(16) ひと月全く発電しなかった場合でも課金対象となるか。

- 課金対象となります。課金料金の算定については、算定期間内（検針日から検針日の前日までの間）の電力量が0であった場合は、基本料金を半額といたします。

(17) 課金料金の支払い（相殺以外）は、どのように支払いするのか。

- 一送から直接請求する場合は、支払口座を記載した請求書を送付いたしますので、金融機関等にてお支払いください。
- なお、発電契約者さまから請求される場合は発電契約者さまへご確認ください。

(18) 一送へ支払う場合、振込手数料の負担は支払者（発電者）か。

- 振込手数料は支払者（発電者さま）のご負担となります。
- なお、発電契約者さまにお支払いする場合の扱いについては、発電契約者さまにご確認ください。

(19) 発電側課金と受給料金を相殺しないでほしい。

【発電側課金の場合】

- 発電契約者さまへご確認ください。

【FIT 送配電買取の場合】

- 業務および費用効率化の観点から、原則相殺させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

(20) 一送へ支払う場合、支払後に何か連絡する必要はあるか。

- 特にご連絡いただく必要はございません。
- なお、発電契約者さまにお支払いする場合の扱いについては、発電契約者さまにご確認ください。

(21) 請求されるタイミングを教えてください。

【発電契約者さまへ代理回収を依頼する場合】

- 原則、毎月検針日から4営業日頃に発電契約者さまへ代理回収の依頼をいたします。発電契約者さまによる受給料金との相殺、発電契約者さまからの個別請求等、詳しい運用は発電契約者さまへご確認ください。
- なお、発電契約者さまが受給料金と相殺ができなかった場合等、一送から発電者さまへ直接請求を依頼された場合は、依頼受領から約2営業日でご請求いたします。

【FIT 送配電買取の場合】

- 原則、毎月検針日から6営業日頃に発電者さまへご請求いたします。

(22) 発電側課金を支払わなかった場合の扱いについて教えてください。

【発調契約の場合】

- お支払いいただけなかった場合は、系統連系受電契約の解約とともに発調契約解約や系統からの解列となる場合があります。

【FIT 送配電買取の場合】

- お支払いいただけなかった場合は、系統連系受電契約の解約や系統からの解列となる場合があります。

(23) インボイス要件を満たした請求書（適格請求書）は発行されるか。

- インボイス要件を満たした請求書（適格請求書）は一送にて発行いたします。
- インボイス要件を満たした請求書（適格請求書）の具体的な発行方法等については、後日、個別にご案内を予定しております。

(24) 「発電契約者さまが受給（買取）料金と系統連系受電サービス料金の相殺ができなかった場合等、一送から発電者さまへ直接ご請求をさせていただくことがございます」の「等」は他に何を指しているのか。

- 特別な事情（例：発電者さまが相殺を望まない場合）がある場合を指しております。

(25) 同時最大受電電力とは何か。また、同時最大受電電力を変更することは可能か。

- 発電者さまの電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）のことで、発電契約者さままたは発電者さまと当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値となります。
- 同時最大受電電力の変更をご希望される場合は、発電契約者さまへお申込みをお願いいたします。

(26) 契約超過金とは何か。

- 同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、申し受けるものとなります。

(27) A/B 割引について概要を教えてください。

- A/B 割引についての概要は、以下のとおりとなります。

【割引A】

- 特高・高圧・低圧系統に接続する電源のうち、基幹系統の将来的な投資を効率化し送電ロスを削減する効果のある地域に立地する電源を対象とします。
- 投資効率化等の効果により3つの異なる割引区分（A-1、A-2、A-3）を適用*します。

※割引区分は基幹変電所ごとに適用します。

【割引B】

- 高圧・低圧系統に接続する電源のうち、特別高圧系統の将来的な投資を効率化する効果のある電源を対象とします。
- 投資効率化等の効果により、2つの異なる割引区分（B-1、B-2）を適用*します。

※割引区分は配電用変電所ごとに適用します。

(28) A/B 割引は併用して適用可能か。

- A/B 割引の対象変電所に該当すれば併用して適用となります。

(29) A/B 割引以外に割引制度はあるか。

- 一送が発電または放電を制限・中止した際の割引があります。
- 一部対象外の場合がありますので、弊社の託送供給等約款にてご確認ください。

(30) A/B 割引は、需要地近接性評価割引と何が違うのか。

- 適用単位が異なっております（近接：市区町村単位、A/B 割引：変電所単位）が、需要地に近接する電源に対して割引をするという観点は同じです。そのため、需要地近接性評価割引は発電側課金の導入に伴い廃止が予定されています。
- 割引額も最新の系統の負荷状況等を鑑み変更されています。
- また、卸電力取引市場への販売や一送のエリアを越えた取引など、発電と小売の紐づけがない取引にも割引が適用されるようになります。

(31) 需要地近接性評価割引制度は廃止ということだが、経過措置について具体的に教えてほしい。

- 経過措置の期間は、その次の割引対象地域の見直し時までとします。
- 需要地近接性評価割引は廃止されますが、2024年3月31日以前に需要地近接性評価割引の対象電源は、経過措置として、割引区分のA-2・B-2を適用いたします（経過措置対象電源のうち、割引単価がA-2・B-2を下回る電源に対して、当該単価を適用）。

(32) 割引金額の内訳について確認する方法を教えてください。

- 制度開始以降、一送から送付する請求書（適格請求書）に記載していますのでご確認ください。

(33) 電源が存在するエリアの割引区分について、HP 掲載されている区分と、制度開始前通知（事前通知）に記載の区分が異なるのはなぜか。

- 弊社 HP でもお知らせしておりますが、託送供給等約款認可申請前の情報であるためです。
- 今後制度開始に向けて、託送供給等約款と平仄を合わせた割引マップを公表する予定です。
- また、割引エリアについては需要地近接性評価割引の経過措置等の一部要件を考慮していないためです。

(34) 制度開始前までに A/B 割引が適用される変電所に変更したいが可能か。

- 最適な流通設備形成を念頭に系統全体を構成しており、変電所変更の個別対応はいたしかねます（仮に変電所の変更をしたとしても、既設電源については通知文をもって割引区分確定となるため、2027 年度までは割引区分の変更はされません）。

(35) 同時最大受電電力を変更（10kW 以上⇒10kW 未満、10kW 未満⇒10kW 以上）した場合、請求対象区分は変更されるか。

【10kW 以上⇒10kW 未満】

- 請求対象から、請求対象外に変更となります。

【10kW 未満⇒10kW 以上】

- 請求対象外から、請求対象に変更となります。

※2024 年 3 月 31 日までに FIT/FIP 認定（変更を含む）を取得している電源は、買取または交付期間が終了するまでの間は課金対象外です。

(36) 制度開始までに、一送や発電契約者さまと必要な手続きはあるか。

- 一送との必要な手続きはございません。
- 代理回収運用に必要な手続き等、制度開始までに発電契約者さまとの必要な手続きについては、発電契約者さまへご確認ください。

(37) アンシラリーサービス料金と2重どりとなるのではないか。

また、発電側課金導入に伴いアンシラリーサービス料金単価は下がるのか。

- アンシラリーサービス料金は当社系統に接続することで享受する周波数等の電力品質維持の対価であり、自家消費分に対して課金するものとなります。
- 一方、発電側課金は送配電関連設備の維持や増強に係る費用に対応するものとなります。
- 両者は異なる性質のものであることから、2重どりにはなりません。
- また、前述のとおり両者は異なる性質のものであるため、発電側課金が導入されてもアンシラリーサービス料金単価は変わりません。

以 上